

宮城県雇用維持交付金に申請可能か確認するための フローチャート

〔スタート〕 Q1 国の「雇用調整助成金」または「緊急雇用安定助成金」
(以下「雇用調整助成金等」という。)の支給決定を受けましたか？

雇用調整助成金等の支給決定内容につきましては、管轄の労働局またはハローワークまでお問い合わせください。

いいえ

はい

交付金対象外
休業等を実施した場合は、雇用調整助成金等の手続きについて、まずは国にご確認ください。

Q2 雇用調整助成金等の支給決定通知は、
宮城労働局から受けたものですか？

いいえ

はい

交付金対象外

Q3 事業主は中小企業(※1)に該当しますか？

いいえ

はい

交付金対象外

Q4 雇用調整助成金等の支給対象となる
休業は、R2.4.1～R2.12.31
(緊急対応期間)に行ったものですか？

いいえ

はい

交付金対象外

Q5 雇用調整助成金等の助成率
は4/5(※2)ですか？

いいえ

はい

交付金対象外

交付金対象の可能性有り

※1

中小企業とは次に該当する企業を言います。

- 小売業(飲食店を含む)
資本金5,000万円以下又は従業員50人以下
- サービス業
資本金5,000万円以下又は従業員100人以下
- 卸売業
資本金1億円以下又は従業員100人以下
- その他の業種
資本金3億円以下又は従業員300人以下

※2

『助成率が4/5であるかどうか』は、お手元の国から支給決定通知書とともに送付された雇用調整助成等の助成額算定書等でご確認ください。

なお、雇用調整助成等の助成率が10/10で計算されている場合は、宮城県雇用維持交付金の助成対象外となります。

(雇用調整助成等の助成額算定書等の助成率が9/10の場合は、国で助成率を10/10として計算し、差額が支給される予定です。詳しくは、管轄の労働局・ハローワークにお問い合わせください。)